

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 3 月 29 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800371号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800143号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月17日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成27年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年9月1日から平成28年1月1日まで
② 平成27年12月17日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が実際の給料額と異なっているため、事業主は保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。給料支払明細書を提出するので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

また、請求期間②に支払われた賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録について、事業主は保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、支払年月日を平成27年12月15日として届出を行ったが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。しかし、賞与支払年月日は平成27年12月17日であったことから、賞与支払明細書を提出するので、日付を訂正し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、請求者から提出されたA社に係る賞与支払明細書により、請求者は請求期間②に事業主により、標準賞与額18万円に見合う賞与の支払いを受けていることが確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料は事業主により控除されていないことが確認できる。

また、請求者の平成27年12月の賞与について、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険賞与支払届により、事業主は保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年10月19日に、賞与支払年月日を平成27年12月15日とする届出を行っていることが確認

できるものの、上記賞与支払明細書及びA社から提出された賞与に関する台帳により、平成27年12月の賞与の支給年月日は、同年12月17日であると認められる。

以上のことから、請求者のA社における平成27年12月の賞与に係る記録を同年12月15日から同年12月17日に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額とすることが必要である。

- 2 請求期間①については、事業主は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年2月22日に、標準報酬月額を20万円から24万円に訂正する厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）を年金事務所に提出していることが確認できるところ、請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書により、請求期間①の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は24万円であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は20万円であることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800351号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800141号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年10月30日から昭和34年11月25日まで

国の厚生年金の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は、昭和33年10月30日となっているが、同社での退職手続きが昭和34年11月25日頃に行われた記憶があるため、調査の上、同日を被保険者資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、昭和34年11月25日まで勤務したと主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主も亡くなっており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が記憶する者を含む複数の同僚に照会を行ったものの、請求者のA社における在籍時期等について具体的な証言を得ることができず、請求者の請求期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の資格喪失年月日は昭和33年10月30日と記載されており、オンライン記録と一致している上、遡って訂正された等の不自然な処理は見受けられない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800352号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800142号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年1月10日から昭和30年5月1日まで

国の厚生年金の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、昭和30年5月1日となっているが、同社への入社日は昭和28年1月10日であった記憶があるため、調査の上、同日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に昭和28年1月10日に入社したと主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、昭和30年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和30年5月1日の新規適用日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している7名(請求者を除く)のうち5名は既に亡くなっており、2名は所在が確認できないことから照会することができない上、その他、請求者が氏名を記憶する者も既に亡くなっているため、請求者の請求期間における勤務実態等について確認ができない。

さらに、請求者は請求期間当時の給与明細書等を保有しておらず、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800334号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1800002号

第1 結論

昭和24年4月1日から昭和39年5月16日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年4月1日から昭和39年5月16日まで

年金記録を確認したところ、請求期間については平成8年2月に脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。

しかしながら、当時、私は友人に老齢厚生年金の受給手続きを依頼したが、友人からは資格期間が足りないため、年金の受け取りはできないとの連絡をもらっただけであり、脱退手当金については何も聞いておらず、受け取ってもいない。調査の上、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所から提出された請求期間に係る脱退手当金裁定請求書には、「委任払」の表示があり、請求者の氏名、生年月日及び住所が記載されている上押印されており、ほかに、請求者が自身の老齢厚生年金の請求手続を依頼したとする知人の氏名及び住所等が記載されている。

また、請求者自身も老齢厚生年金の受領に関する権利を委任したことを認めている上、当該請求書には、請求者が当該知人を受任者として年金受領に関する権利を委任する旨の委任状、請求者が年金の支払いを受けるために米国公証人に依頼して作成したとする宣誓陳述書及び請求者の除籍謄本等が添付されていることを踏まえると、上記脱退手当金の裁定請求は、請求者の意思に基づき、行われたものであると考えざるを得ない。

さらに、オンライン記録によれば、上記請求者の知人は既に亡くなっていることから、脱退手当金裁定請求時の状況を確認することができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。